

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 にぎわい交流課	
許 認 可 等 名	阿波おどり会館の活動室等の利用の承諾	
根 拠 法 令	阿波おどり会館条例	
根 拠 条 項	第6条第1項	
連 絡 先	(電話 611-1611) 阿波おどり会館・眉山ロープウェイ運営共同事業体	
審 査 基 準	<p>基 準</p> <p>○ 阿波おどり会館条例 (利用の承諾)</p> <p>第6条 阿波おどり会館の次に掲げる施設及び付属設備を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。この場合において、楽屋は、ホールを利用する場合に限り、利用できる</p> <p>(1) 活動室 (2) ホール (3) 楽屋 (4) ギャラリー</p> <p>2 指定管理者は、前項の承諾に阿波おどり会館の管理上必要と認められる条件を付すことができる。</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 阿波おどり会館の施設及び付属設備並びに展示資料等(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 阿波おどり会館条例第2条に規定する事業の実施に支障があると認められるとき。 (4) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定(平成30年4月1日最終変更)